

岩手県担い手育成農地集積事業実施要領（平成 20 年 4 月 1 日制定）の一部を下記のように改正する。

記

様式第 1 号、第 3 号及び第 4 号中「印」を削る。

附 則

この要領は、令和 3 年 11 月 30 日から施行する。